

平成25年度 事務事業評価シート

平成24年度に実施した事業を評価しています

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------------------|---|-------|---|--------|----|---------|-------|--------|---|----|---|----|---|----|
| 事務事業名称 | 都市景観重要建築物等整備及び指定推進 | | | | | 継続 | | | | | | | | | |
| コード | 24 | - | 59 | - | 02 | - | 00 | 予算事業名 | 都市景観事務 | | | | | | |
| 担当部署 | 都市計画部 | | 都市景観課 | | 都市景観担当 | | 予算事業コード | 会計 | 10 | 款 | 08 | 項 | 04 | 目 | 02 |

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

| | | | | |
|-----------------------|-----------|--------------------------|--------------|--------|
| 第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内) | | 位置付けなしの場合 | 法令による実施義務 | 義務ではない |
| 基本目標(章) | 3章 | 人と環境にやさしい快適な基盤を備えた魅力あるまち | 実施計画事業名 | 都市景観事務 |
| 方向性(節) | 1節 | 都市の魅力の創出 | 個別計画等の名称 | なし |
| 施策 | 4 | 景観に配慮したまちづくり | 当事業に関連する事務事業 | なし |
| 細施策 | 1 | 歴史的地区の整備 | | |
| 事業実施の根拠となる法令・条例等 | 川越市都市景観条例 | | | |

2. 事業の目的と概要

| | |
|--------------------------------|--|
| 事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか) | 川越市都市景観条例に基づき指定された都市景観重要建築物等の所有者を対象とし、川越の都市景観にとって重要な建築物の保全整備を行うことにより、川越固有の歴史的景観の保全を図ることを目的とする。 |
| 事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など) | 伝統的建造物群保存地区以外に現存する伝統的建造物所有者の同意を得て、都市景観重要建築物の指定を行い、修理方法のアドバイスと助成金の交付を行う。 |

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

| | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---------------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 10,000 | 9,200 | 9,600 | 15,920 | 0 | |
| (25年度予算額大幅増/減の理由) | 平成25年度事業に対する予算を平成24年度予算に前もって補正予算として計上済みのため、平成25年度予算が大幅に減少している。 | | | | | |
| 事業費 A | 10,000 | 8,780 | 7,700 | 8,790 | 6,860 | 9,005 |
| 人件費 B | 4,842 | 4,696 | 4,769 | 4,769 | 4,769 | 4,769 |
| 総コスト(C = A + B) | 14,842 | 13,476 | 12,469 | 13,559 | 11,629 | 13,774 |
| 正規職員(1年間の従事人数) | 0.66人 | 0.64人 | 0.65人 | 0.65人 | 0.65人 | 0.65人 |
| 臨時職員(1年間の従事人数) | 0.00人 | 0.00人 | 0.00人 | 0.00人 | 0.00人 | 0.00人 |
| 国県支出金 D | 5,500 | 3,680 | 2,100 | 3,650 | 2,744 | 3,600 |
| その他特定財源 E | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市の財政負担(= C - D - E) | 9,342 | 9,796 | 10,369 | 9,909 | 8,885 | 10,174 |

25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
臨時職員の給与も、人件費に含まれます。

4. 成果指標・活動指標による分析

| 評価指標 | 単位 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度目標値 | 将来目標値 |
|------|----------|------|--------|-------|-------|---------|-------|
| 成果 | 助成件数 | 件 | 2 | 9 | 9 | 10 | 2 |
| | 指標の定義・説明 | | | | | | |
| 成果 | 助成金額 | 千円 | 10,000 | 8,780 | 7,700 | 8,790 | 6,860 |
| | 指標の定義・説明 | | | | | | |
| 活動 | 新規指定件数 | 件 | 3 | 1 | 3 | 3 | 3 |
| | 指標の定義・説明 | | | | | | |
| | 指標の定義・説明 | | | | | | |

指標に基づく評価

毎年数件ずつの新規指定をしており、歴史的建造物の保全に寄与している。助成件数、助成金額は、所有者の意向や工事の規模により変動するため、指標数値だけによる評価は難しい。

5. 事業の実施を通じた分析

| | |
|---|---|
| (1) 現在の課題と状況 | 有効性に課題 |
| 指定されてから数年経った物件では、相続などの問題で、今まで通り保存し続けていくことが困難となり、今後の都市景観重要建築物の扱いについて、相談されることが多くなってきた。市としては、今後も保存を続けていただくためのアドバイスを積極的に行っていく必要がある。 | |
| (2) 比較参考値(他市での類似事業の例など) | 他市での類似事業等は特になし。 |
| (3) 事業を廃止・縮小したときの影響 | 廃止・縮小した場合、都市景観形成上重要な建造物を保存するための個人負担額が増加し、維持・保存することが難しくなる。この結果、伝統的建造物の更新が加速され、本市の特徴である歴史的風致を活かした魅力ある都市景観の形成が難しくなる。 |

平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

| 所管部署 | | 都市計画部 | | | | 都市景観課 | 都市景観担当 |
|-----------|------|-------|----|--|----|--------------------|--------|
| 事務事業名称 | | 24 | 59 | 02 | 00 | 都市景観重要建築物等整備及び指定推進 | |
| 今後3年間の方向性 | 25年度 | 継 続 | | 引き続き都市景観重要建築物に指定された建築物等の修理方法のアドバイスや助成金の交付を行いながら、平成26年度に都市景観条例が景観法に基づく委任条例へ移行することに伴い、都市景観重要建築物から景観重要建造物へ移行するための準備を行う。 | | | |
| | 26年度 | 継 続 | | 引き続き都市景観重要建築物に指定された建築物等の修理方法のアドバイスや助成金の交付を行いながら、都市景観重要建築物から景観重要建造物への移行を進める。 | | | |
| | 27年度 | 継 続 | | 引き続き都市景観重要建築物に指定された建築物等の修理方法のアドバイスや助成金の交付を行いながら、都市景観重要建築物から景観重要建造物への移行を進める。 | | | |

都市景観重要建築物等整備及び指定推進事業

事業目的

川越の都市景観にとって重要な建築物等の保全整備を行うことにより、川越固有の歴史的景観の保全を図る。

事業内容

伝統的建造物群保存地区以外に現存する伝統的建造物について、所有者の同意を得て、都市景観重要建築物等の指定を行い、修理方法のアドバイスや修理に係る費用の助成を行う。

保存助成金額（川越市都市景観重要建築物等保存助成金交付要綱より）

| 工事区分 | 保存助成金額 |
|--|---------------------------------------|
| 外観の工事のうち建築物に係るもの （外観保全上必要な構造耐力上主要な部分に係る工事を含む） | 当該工事に係る工事費の2分の1以内の額又は500万円のうちいずれか少ない額 |
| 外観の工事のうち工作物に係るもの | 当該工事に係る工事費の2分の1以内の額又は50万円のうちいずれか少ない額 |
| 鳥虫害等防除工事 | |
| 防火設備工事 | |

指定の基準

平成4年度に市街地の伝統的建造物の調査を行い、約500棟の確認を行いました。その中から川越市川越伝統的建造物群保存地区及び文化財に指定されたものを除いたものから、建物の保存状況、立地状況、各種調査報告書等を加味し、107件を抽出し、順次指定をお願いしてきました。

その後、抽出した建造物以外にも、地域景観に貢献しているものや、所有者が保存していく意向を示しているもので、概ね建築後50年以上経過したものを指定しており、現在までに75件を指定しております。

指定までの流れ

指定にあたっては、指定候補の選定、都市景観審議会への指定候補の報告、指定に向けて所有者との交渉、所有者の内諾、都市景観審議会への諮問、所有者から同意書の提出、指定告示という手順を踏んでいます。

概ね7月頃から指定に向けた作業を開始し、3月末に指定告示をするのが一般的な流れとなります。所有者からの内諾を得るにあたっては、比較的高齢の方が多いため、次代を引き継ぐ方の意志確認を必ずしていただくようお願いしております。

参 考

・川越市都市景観条例（抜粋）

第20条

市長は、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物若しくは工作物又は樹木若しくは樹林を都市景観重要建築物若しくは都市景観重要工作物又は都市景観保存樹木若しくは都市景観保存樹林（以下「都市景観重要建築物等」と総称する。）とし指定することができる。ただし、国、県又は市の指定した文化財を除くものとする。

第23条

市長は、都市景観重要建築物等の所有者等に対し、その保存のために技術的援助を行い、又はその保存に要する費用の一部を助成することができる。

都市景観重要建築物等の指定状況

| 年度 | 指定件数 |
|--------|-----------------|
| 平成11年度 | 4件 |
| 平成12年度 | 9件 |
| 平成13年度 | 12件 |
| 平成14年度 | 14件 |
| 平成15年度 | 13件 |
| 平成16年度 | 6件 |
| 平成17年度 | 4件 |
| 平成18年度 | 2件 |
| 平成19年度 | 1件 |
| 平成20年度 | 1件 |
| 平成21年度 | 3件 |
| 平成22年度 | 1件 |
| 平成23年度 | 3件 |
| 平成24年度 | 3件 (指定解除 1件) |
| 計 | 75件 |

助成金交付状況 (平成11年度～平成24年度)

| 年度 | 交付件数 | 交付対象経費(円) | 助成金額(円) |
|--------|------|-------------|------------|
| 平成11年度 | 0件 | 0 | 0 |
| 平成12年度 | 1件 | 10,410,000 | 5,000,000 |
| 平成13年度 | 0件 | 0 | 0 |
| 平成14年度 | 2件 | 21,497,500 | 6,700,000 |
| 平成15年度 | 2件 | 22,725,000 | 10,000,000 |
| 平成16年度 | 8件 | 16,790,777 | 8,380,000 |
| 平成17年度 | 3件 | 22,257,249 | 8,385,000 |
| 平成18年度 | 7件 | 22,125,968 | 7,920,000 |
| 平成19年度 | 8件 | 17,109,948 | 7,976,000 |
| 平成20年度 | 7件 | 23,358,727 | 8,310,000 |
| 平成21年度 | 2件 | 20,870,000 | 10,000,000 |
| 平成22年度 | 9件 | 20,104,463 | 8,780,000 |
| 平成23年度 | 9件 | 17,492,383 | 7,700,000 |
| 平成24年度 | 10件 | 19,434,263 | 8,790,000 |
| 合計 | 68件 | 234,176,278 | 97,941,000 |

国庫補助金について

平成17年度より所有者に対する助成金の一部に、まちづくり交付金による交付を受け事業を進めてきました。それまでは、市の単独事業として進めてきましたが、交付金の「地域の歴史的特性を活かしたまちづくり」という趣旨に鑑み、交付対象事業としたところ採択されました。平成22年度からまちづくり交付金は、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置づけられています。制度は統合されましたが、国庫の補助率等は変わりません。

都市景観重要建築物と登録有形文化財制度を併用することにより、修理費の助成がない登録有形文化財にも、修理費の補助とそれに対する国庫導入の道筋をつけたものです。

修理費等の助成に係る国費

| | 対象助成件数(件) | 対象事業費(円) | 国費歳入(円) | 交付金 |
|--------|-----------|------------|-----------|-----------------|
| 平成17年度 | 3 | 8,385,000 | 5,000,000 | まちづくり 交付金 |
| 平成18年度 | 6 | 6,370,000 | 5,500,000 | |
| 平成19年度 | 7 | 7,778,000 | 0 | |
| 平成20年度 | 6 | 8,112,000 | 0 | |
| 平成21年度 | 2 | 10,000,000 | 5,500,000 | |
| 平成22年度 | 9 | 8,780,000 | 3,680,000 | 社会資本整備 総合交付金 |
| 平成23年度 | 7 | 6,500,000 | 2,100,000 | |
| 平成24年度 | 10 | 8,790,000 | 3,650,000 | |

平成19年度、平成20年度に国費歳入が0円の理由は、平成17年度、平成18年度共に国費の割合が契約金額の4割(国費の割合は、計画年度を通して4割以下とする必要があります。)を大きく超えてしまったことと、同年度に他課で行った基幹事業が当初予定より多額な事業費となったため、主管課において国費歳入を調整した結果です。

川越市歴史的風致維持向上計画と本事業の位置付け

川越市では、歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的に、平成23年「川越市歴史的風致維持向上計画」の認定を国から受けました。このことで、同計画に位置付けられた「重点区域」内で実施される事業に対し、国からの支援を受けることができるようになります。

本計画書の中で都市景観重要建築物等は、本市の歴史的風致を構成する重要な建造物として、指定文化財等と同様に位置付けられています。また、「歴史的風致の維持向上に資する支援事業」の一つとして、川越市川越重要伝統的建造物群保存地区や喜多院周辺地区などの文化財の集積する地区と一体となって、重点区域内全体の歴史的風致の維持及び向上を図るための重要な事業となっています。

参 考

・まちづくり交付金とは

まちづくり交付金は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るために平成16年度に創設されたものです。市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して交付金を交付する制度であり、従来の補助事業に比べ、市町村の自主性・裁量性が大幅に向上することから、地域の創意工夫を活かした総合的・一体的なまちづくりを進めることが可能となります。

・社会資本整備総合交付金とは

社会資本整備総合交付金は国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されました。(それまでのまちづくり交付金は社会資本整備総合交付金に統合) 政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援するものです。

川越市では、「川越市中心市街地地区」と「川越市歴史的風致維持向上地区(平成23年度～)」の2地区を対象に平成22年度から平成26年度を計画期間とし、事業を進めています。

川越市における伝統的建造物保護の歴史と国の制度の拡充

| | | |
|---|--|---|
| <p>川越市の経過</p> <p>昭和 21 年 喜多院などの重要文化財指定</p> <p>昭和 46 年 大沢家の重要文化財指定</p> <p>昭和 50 年 伝統的建造物群保存対策調査</p> <p>昭和 56 年 蔵造り商家 指定開始</p> <p>昭和 63 年 川越市都市景観条例制定</p> <p>平成 8 年旧八十五銀行本店本館 文化財登録 (埼玉県第 1 号)</p> <p>平成 11 年 川越市川越重要伝統的建造物群保存地区 選定(埼玉県唯一) 都市景観重要建築物等指定開始</p> <p>平成 23 年 川越市歴史的風致維持向上計画認定 (埼玉県唯一)</p> <p>平成 24 年 歴史的風致形成建造物指定開始</p> | <p>国の制度の拡充</p> <p>昭和 25 年 文化財保護法制定</p> <p>昭和 50 年 文化財保護法改正 伝統的建造物群保存地区制度創設</p> <p>平成 8 年 文化財保護法改正 登録有形文化財制度創設</p> <p>平成 16 年 景観法制定 景観重要建造物制度創設</p> <p>平成 20 年 地域における歴史的風致の維持及び向上に 関する法律制定 歴史的風致形成建造物制度創設</p> | <p>川越市における保存建造物 件数</p> <p>重要文化財 4 件</p> <p>登録有形文化財 10 件</p> <p>県指定文化財 9 件</p> <p>市指定文化財 47 件</p> <p>伝統的建造物 118 件</p> <p>都市景観重要建築物等 75 件</p> <p>歴史的風致形成建造物 2 件</p> <p>指定等の重複あり</p> |
|---|--|---|